

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 30 日

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省医政局総務課

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
の一部改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに通知を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員等に周知をお願いいたします。